

3月のTOPICS

3月1日～7日

春の火災予防運動

春は乾燥が続くうえに1年の中でも特に風が強く、火災が発生しやすい季節です。このような理由から、この時期に春の火災予防運動を実施し防火を呼び掛けています。みなさんも、今一度、一人ひとりが火の用心の大切さを思い起こし、地域や近所でお互い助け合いながら火災のない街づくりにご協力をお願いします。

また、あわせて、山火事予防運動や車両火災予防運動も実施します。

「山火事予防にご協力を!!」

例年、この時期は空気が乾燥し、強風が吹くことが多く、山では枯葉や枯草が多くなっていることや、ハイキングや山菜取りなどで入山者が増え、たばこのポイ捨てやたぎ火などにより、山火事発生の危険性が高い時期となっています。山火事は一旦発生するとその消火は容易ではなく、一瞬にして貴重な森林を焼失し、その回復に

は長い年月を要します。私たち一人ひとりが火の取扱いに十分注意して、山火事を起こさないことが重要です。また、「林野火災注意報」および「林野火災警報」が発令された場合は、屋外での火の取り扱いを控えてください。

「大規模地震時における電気火災対策!」

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値(震度5強相当)以上の揺れを感じた時に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。

設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。感震ブレーカーには、分電盤タイプ(内蔵型・後付型)、コンセントタイプ、簡易タイプがあり、性能評価を受けた製品には見本のよくな、認証マークや推奨マークが表示されています。商品を選ぶ時の参考にしましょう。

問合せ先 泉州南広域消防本部 予防課 (☎469・0886)



産業廃棄物や

市外で発生したごみは持ち込めません!

家庭系「粗大ごみ・臨時ごみ」は収集業者への電話申込が原則ですが、これを利用できない場合、ごみを自分で焼却場(泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所)に直接持ち込んで処分することができます。

※産業廃棄物や市外で発生したごみを持ち込むことはできません。不法投棄として廃棄物処理法違反に問われるので、ご理解ご協力をお願いします。

処分方法 環境衛生課で廃棄物搬入証明書の発行を受け、月・水・木・土曜日(午後1時～4時に1日に1回(1車)に限り搬入することができます。

※廃棄物搬入証明書発行の際には、ごみの出どころを確認するために本人確認書類(運転免許証など)で申請に来た人の本人確認をします。また、事業系ごみの持ち込みの場合、ごみの発生場所および申請に来た人の社員証などを確認します。なお、2t車以上の車両で搬入する場合は、登録番号(ナンバー)の申請が必要ですが、詳しくは市ホームページ(ID:2251)をご覧ください。

問合せ 環境衛生課

(☎429・9289)

引越し時のごみ処分

3・4月は引越しが多い時期です。引越しをする時には大量のごみ出しが必要になりますが、可燃ごみや資源ごみは、一度のごみ出しにつき1世帯5袋までとなっています。

また、粗大ごみは、環境衛生課で搬入証明書を取得(要本人確認書類)し焼却場へ自己搬入

するか収集業者への依頼が必要です。※繁忙期のため収集日の希望に添えない場合があるので、早めに依頼してください。

問合せ 環境衛生課

(☎429・9289)



かんくうNEWS

問合せ先 関西国際空港案内 (☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

関西国際空港から 韓国・タイへの旅行がもっと便利に!

関西国際空港は、アジアの主要都市を結ぶ短距離路線が充実しており、韓国への便もたくさん運航しています。1月19日(月)からは、パラタ航空(WE)が仁川線を新規就航し、旅の選択肢がさらに広がりました。また、2月3日(火)からはタイベトジェット(VZ)がこれまで経由便として運航していたバンコク線に加えて、直行便を新規就航し、両地域間のアクセスがよりスムーズに!

韓国のグルメやショッピング、タイの美しい寺院や本場の料理など、魅力的な体験が皆さまをお待ちしています。ぜひこの機会に、ますます便利になった関西国際空港からの空の旅をお楽しみください♪



©Kansai Airports SORAYAN

折り畳み式 ネットボックスの助成

鳥獣によるごみの飛散被害防止対策として、折り畳み式ネットボックスなどの普及を図るため、市内でおおむね10世帯以上のごみ集積所を管理する自治会または任意団体の代表者に対し、購入費用の一部を助成します。申請にあたり事前審査など、補助要件があるので、詳しくは市ホームページ(ID:13032)をご覧ください。

問合先 環境衛生課

(☎429・9289)



アサリなどの

貝毒食中毒に注意!

春先から海水温が上がるにつれて大阪湾に有毒なプランクトンが増え、これらを食べるアサリやイガイなどの二枚貝が、体内に貝毒をため込みます。貝毒

を持った二枚貝を食べると、口や手足がしびれ、最悪の場合は呼吸困難で死亡することがあります。貝毒は加熱調理では分解されません。また、貝毒の有無は見た目で判断できません。

【大阪湾で潮干狩りや貝の採取を行う場合は次の点を守りましょう】

- 府の貝毒発生情報を必ず確認する（府の「食の安全安心メールマガジン」で配信しています）
- 貝毒の発生時は、天然二枚貝を採らない・食べない・人にあげない
- 採取した天然二枚貝を食べて□や手足のしびれが出た場合は、すぐに医療機関を受診し、天然二枚貝を食べたことを伝える

問合先 泉佐野保健所衛生課

(☎464・9688)



▶ 食の安全安心メールマガジンの登録フォーム

狂犬病予防注射

すべての飼い犬に「年1回の狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。必ず実施してください。本市に飼い犬登録をしている飼い主には通知書(*)を3月中旬頃に送付します。また、雨天の場合も実施しますが、台風などで「警報」が発令された場合や感染症の流行などにより一部もしくはすべて中止となる場合がありますので、事前に必ず市ホームページ(ID:4584)を確認してください。

■狂犬病予防集合注射の案内

対象 本市に飼い犬登録をしている生後91日以上の大
費用 3,500円(注射済票交付手数料含む)

※なるべくお釣りが出ないようにしてください。集合注射会場では飼い犬の登録申請受付および鑑札交付は行いません。

■集合注射時のお願い

- 通知書(*)を必ず持参してください。
- 犬の首輪はしっかりと締め、犬を確実におさえられる人が連れてきてください。
- 車での来場はご遠慮ください。(会場によっては駐車スペースのないところがあります)
- 体調が悪い場合や、過去に注射や薬で具合が悪くなったことがある場合は、当会場では注射できません。

■直接動物病院、獣医師のところで注射を受ける場合

市と「犬鑑札及び狂犬病予防注射済票交付事務委託契約」を締結している動物病院以外で注射を受ける場合は、動物病院等獣医師発行の「狂犬病予防注射済証」および「通知書(*)」を健康推進課へ持参し、「狂犬病予防注射済票」の交付(550円)を必ず受けてください。

■こんなときは問い合わせてください

- ①登録しているのに通知書(*)が届かない
- ②登録しているかどうかわからない
- ③登録内容(住所など)に変更がある
- ④すでに犬が死亡している

③、④の場合、マイクロチップを装着している犬の飼い主は、環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)で登録内容の変更手続きを行ってください。健康推進課への届出は不要です。

(*)…狂犬病予防注射済票交付手数料領収書・狂犬病予防注射済証(飼い主・飼い犬の情報が記載されている十字のミシン目が入ったA4用紙)

問合先 健康推進課

狂犬病予防集合注射日程

開催日	時間	場所
4月3日(金)	9:20~9:30	大木小学校
	10:00~10:30	上之郷小学校正門
	11:10~11:30	佐野台小学校東門
	13:20~13:45	日新小学校南門(黄色の門)
	14:10~14:30	北中小学校黄色の門(体育館南側)
	15:00~15:30	佐野中学校裏門(体育館横の駐車場)
4月4日(土)	15:50~16:00	南部市民交流センター本館
4月6日(月)	13:30~15:00	泉佐野市役所
	9:20~9:40	北部市民交流センター本館
	10:10~10:40	マンデー末広公園(泉佐野みどり推進機構事務所前)
	11:00~11:30	佐野公民館(第2駐車場内)
	13:30~13:45	土丸・雨山城跡駐車場(大土駐在所横)
4月12日(日)	14:20~15:00	日根野公民館
	15:40~16:00	長南保育所跡(長滝第1町内会館横)
	13:30~15:00	泉佐野市役所

マイナポータルから
オンラインで転出届を
提出できます

提出できます

入学・就職・転勤などによる引越して、住所を異動する人は、「正確な住所の届出」が必要です。引越す際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出ができます。

このサービスを利用する人は、転出にあたり泉佐野市への来庁が原則不要となります。*電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人で、日本国内での引越しをする人が対象です。スマートフォン用電子証明書搭載サービスに対応した端末を持っている人は、スマートフォンのみで手続きができます。単身での引越しのほか、同一世帯員の引越しでも利用できます（世帯が同一の場合に限る）。

マイナポータルを通じてオンラインで転出届の提出をした後は、転入先市区町村の窓口に向き、転入届の手続きを行ってください。

問合せ先 市民課

*：次に該当する人は、別途手続きが必要です。それぞれの窓口へ問い合わせてください。

● 国民健康保険に加入している、または国民年金に加入している：国保年金課

● 125cc以下のバイクを持っている：税務課

● 障害者医療証、身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳を持っている、または特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当を受給している：地域共生推進課

● 介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）、要介護（支援）認定を受けている：介護保険課

● 児童手当・児童扶養手当を受給している、または乳幼児医療費受給資格者証、ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っている：子育て支援課

● 市立小・中学校に在学している児童・生徒がいる：学校教育課

● 市営住宅に入居している：建築住宅課

春の安全運転講習

「春の全国交通安全運動」を前に次のとおり安全運転者講習会を行います。みなさん参加しましょう。

日時

● 3月10日(火) 午後7時～8時

● 3月17日(火) 午後7時～8時

● 3月19日(木) 午後1時30分～2時30分

場所 レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター

問合せ先 道路公園課

(☎429・9344)

市公用車（マイクロバス）の有料広告掲載の募集

市の収入の確保を目的に、市が所有するマイクロバス（29人乗）を広告媒体とし、車体のラッピングによる広告掲載事業者を募集します。

問合せ先 総務課

(☎429・9204)

※詳しくは市ホームページ（ID：16371）をご覧ください。

ご協力ありがとうございました

令和7年度

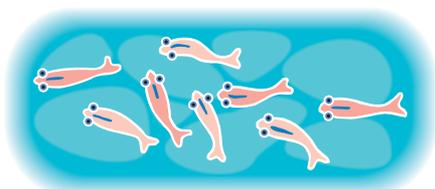
日赤泉佐野市地区 活動資金（募金）

総額 1,878,915円

（令和8年1月31日現在）

みなさんのご理解ご協力により、たくさんの活動資金（募金）が寄せられ、すべて日本赤十字社大阪府支部に送金しました。募金は、国内災害救護をはじめ、日本赤十字社の様々な活動に活用されています。

問合せ先 日赤泉佐野市地区事務局（地域共生推進課内）



令和7年度

赤い羽根共同募金

総額 2,577,421円

いただきました募金は、大阪府共同募金会配分委員会の審査のもと地域の福祉活動のために活用されます。

問合せ先 泉佐野地区共同募金会（泉佐野市社会福祉協議会内 ☎464-2259）

歳末たすけあい運動

総額 1,257,207円

善意の募金は福祉推進のために使わせていただきました。

おもな福祉推進事業

● 市内在住の障害のある児童などを対象としたクリスマス会

● ひとり暮らし高齢者の見守り支援や年賀状など

問合せ先 泉佐野市社会福祉協議会

(☎464-2259 Fax462-5400)

日本将棋連盟と将棋文化の振興及び継承に係る 連携協力に関する協定を締結しました

問合せ 生涯学習課 (☎469-7132)

1月30日に本市は公益社団法人日本将棋連盟（東京都渋谷区 清水市代会長）と、泉佐野市内における将棋振興と継承を推進するため、自治体としては全国4番目となる、「公益社団法人日本将棋連盟と泉佐野市との将棋文化の振興及び継承に係る連携協力に関する協定」を締結しました。

連携事項

- 将棋文化の普及啓発に関すること
- 将棋文化活動の支援に関すること
- 将棋を通じた青少年の健全育成に関すること
- 将棋に関連する広報活動及び広報連携に関すること
- その他、相互に連携し、協力することが必要と認められること

【本協定を通じての今後の取組】

同協定に基づき、日本将棋連盟は自治体を通じた更なる将棋活動のPRを図り、本市は同連盟の協力のもと、将棋大会や将棋教室の開催などの将棋振興と継承に関する取組を推進していきます。



▲日本将棋連盟 東京本部で行われた連携協定締結式（1月30日）
日本将棋連盟・清水市代会長（左）、
千代松大耕市長（右）

【事例】

4月に大学生になり賃貸マンションで一人暮らしをしている。訪問してきた事業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンションの住人のみなさんにも願っている」と言われた。検針票を見せるだけならいいと思い、指示に従った。その後、検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されるとネットで知った。契約変更するつもりはない。対処法を教えてください。当事者：大学生

【コトワザアドバイス】

●引越しなどで新生活を始める時期にかけて、電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。電気やガスを含め、突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者



新生活！電気やガスの 訪問販売に注意

名や連絡先、目的などをよく確認しましょう。

- 電気やガスの検針票には、契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号などが書かれています。契約の意思がなければ、はつきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。

●「アパート全体が契約している」と言われた場合は、必ず管理会社などに確認しましょう。「料金が安くなる」と勧誘された場合は、プラン内容を確認し他事業者と比較して検討しましょう。

- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。



▲イラスト：黒崎 玄

参考：(独)国民生活センター「子ども・若者サポート情報第219号」

困った時は、消費生活センターにご相談ください。

広告